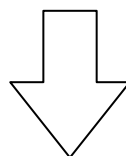


グリーン家電エコポイント制度

＝今まではポイント交換申請がとても大変でした＝



ひどく分かりづらい記入例を参考に多種の交換商品をカタログから選んで、「登録・交換申請書」を作成し、切手を貼って郵送しました。が、2ヵ月後、領収書の“原本”（コピーではなく）の添付もれで、再度80円切手を貼り、郵送しました。更に2ヶ月かかるとの事。長期で困難な申請でした。



**4月1日からは
大きく3つが改善されます！上記のような事は
なくなりそうです。**

- (1) 登録をされた「ゴールドサポート販売店」で、家電エコポイント申請書を作成してくれます。
- (2) テレビの省エネ基準が強化。省エネ性能の高い製品に、4☆、5☆の表示がつけられることになりました。が、以前の製品で3☆以下になるものもあります。
- (3) 「サポート販売店」で対象製品を購入し、登録申請をせず、LED電球等との交換が出来ます。その場合、必要な家電エコポイント点数が半分で済むようになりました。

※LED電球等とは・・・①電球形LEDランプ②電球形蛍光ランプ（10形、15形、25形）③充電式ニッケル水素電池（単1～4型の電池、電池・充電器セット）を指します。

* 制度が延長になります

- ① 購入期限
平成22年12月31日まで
- ② 申請期限
平成23年2月28日まで

* 住宅エコポイント制度が新設されました

エコ住宅の新築やエコリフォームをされた方はさまざまな商品や、環境団体への寄付、追加的に実施する工事などと交換が出来ます。